

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年7月15日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「世田谷区スポーツ推進計画」策定支援業務委託

#### (2) 目的

世田谷区ではスポーツ基本法の制定を受け、平成26年度からの10年間を見据えたスポーツ推進計画を策定し、この指針に基づきスポーツ推進の取組みを進めてきた。このたび令和6年度から8年間の新たな計画を予定しており、国・他自治体の取組み状況や社会動向等の情報収集、検討会議体の資料作成及び運営支援など、計画策定に係る支援業務の事業者を選定する。

#### (3) 業務内容

以下の項目について委託する。

外部環境変化の整理

行政他分野等の整理

評価検証

関係団体課題等調査

報告書の作成

計画原案の作成

骨子案の作成

世田谷区スポーツ推進審議会の運営支援と議事要旨等の作成

工程表の作成

区担当課との打合せ

#### (4) 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで(予定)

令和5年度に行う「世田谷区スポーツ推進計画」策定支援業務委託についても、業務の履行が良好であること、令和5年度業務に係る予算の配当があることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

### 2 参加資格

次の要件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ( 3 ) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ( 5 ) 過去にスポーツ関連の調査分析及び行政計画策定支援業務を受託した実績があること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

- ( 1 ) 事業者及び担当者の実績及び経歴等
- ( 2 ) 業務の実施体制
- ( 3 ) 業務の実施に必要な内容についての理解度等
  - スポーツに係る法令や世田谷区の計画
  - 世田谷区のスポーツ環境実態把握
  - 区民のスポーツ実施率向上の有効な取組み
- ( 4 ) 業務実施方針
  - ・「世田谷区スポーツ推進計画」を的確かつ効率的に作成する手法・能力
  - ・世田谷区スポーツ推進審議会の補助等を的確に行う支援能力
  - ・工程計画の管理能力
- ( 5 ) 提案内容の明確性、実現可能性
- ( 6 ) 見積金額及び内容の妥当性

### 5 手続等

#### ( 1 ) 担当部課

世田谷区スポーツ推進部スポーツ推進課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 第一庁舎1階5番窓口

電話 03 - 5432 - 2743 FAX 03 - 5432 - 3080

Eメールアドレス：SEA01430@mb.city.setagaya.tokyo.jp

#### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和4年7月15日(金)から令和4年7月29日(金)午後5時まで

交付場所：区ホームページ文化・スポーツ [おしらせ](#)にて公開及び上記( 1 )

交付方法：区ホームページからのダウンロードまたは( 1 )の窓口で配布

#### ( 3 ) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和4年7月29日(金)午後5時まで(必着)

提出場所：上記( 1 )に同じ

提出方法：持参または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

#### ( 4 ) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和4年8月26日(金)午後5時まで

提出場所：( 1 )に同じ

提出方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

6 その他の留意事項について

- (1) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金：免除
- (7) 契約書作成の要否：要
- (8) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (9) 関連情報を入手するための照会方法  
担当所管課、区ホームページ、区政情報センターなど
- (10) 区は、世田谷区情報公開条例に基づき、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。